

佐野短期大学シラバス2016

科目名 Course Name	開講年次	開講学期	曜日・時限
発達と老化の理解 I <i>Development and Aging I</i>	1年	前期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格	履修上の制限
2単位	講義	選択 (介護福祉士養成課程 必修)	特になし
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目			
特になし			
同時に履修しておくことが望まれる科目			
こころとからだのしくみ I・II・III			
担当者に関する情報			
氏名	研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス
森 千佐子	福祉棟 2F	月・水・金曜日 (授業時間を除く)	授業中に指示します
授業の概要			
「発達と老化の理解 I」では、発達の観点からの老化について学習し、老化に伴う身体機能の変化、高齢者の心理に関する基礎的知識を習得する。また、老化に伴う心身機能の変化が高齢者の日常生活に及ぼす影響について理解し、生活上の留意点や必要な支援を考える授業とする。			
授業の目標			
①発達と老化の定義、発達段階および発達課題について説明できるようとする。 ②授業での体験を通じ、老年期における身体的変化とそれによる日常生活への影響について、説明できるようとする。 ③老年期における知的機能の変化と心理的特徴、それによる日常生活への影響について、説明できるようとする。 ④老年観の変遷について説明できるようとする。 ⑤老年期にある人の生活上の留意点について、説明できるようとする。			
授業の方法			
講義科目であるが、高齢者疑似体験や車いす体験を取り入れることで、老年期に対する理解を深め、日常生活上の留意点について考える授業とする。試験前には知識確認の問題を配布するので十分に活用し、学びを深めてほしい。			
学習の成果（学習成果）			
①人間の成長、発達における特徴と課題、および老年期における心身の変化および特徴をふまえ、老年期にある人に必要な支援について考え、要点を述べることができる。 ②老年期や高齢者に対するさまざまな考え方を知り、自分の老年観を見出すことができる。			
授業のスケジュールと内容			
第1回目	ガイダンス（授業概要と進め方・成績評価の方法など） 発達の理解① 発達の定義		
第2回目	発達の理解② ライフステージ、発達段階と発達課題		
第3回目	老年期の理解① 老化と加齢、老年期の定義と区分、老年観の変遷		
第4回目	老年期の理解② 老年期をシミュレーションする：高齢者疑似体験【演習】 〈振り返りレポートを次回提出〉		
第5回目	老年期の理解③ 老年期をシミュレーションする：車いすでの移動【演習】 〈振り返りレポートを次回提出〉		
第6回目	老化に伴う身体的機能の変化と日常生活への影響① 加齢に伴う身体的変化		

第7回目	老化に伴う身体的機能の変化と日常生活への影響② 免疫機能、感覚器機能
第8回目	老化に伴う身体的機能の変化と日常生活への影響③ 咀嚼・消化機能、循環機能
第9回目	老化に伴う身体的機能の変化と日常生活への影響④ 呼吸機能、骨・筋・関節系
第10回目	老化に伴う身体的機能の変化と日常生活への影響⑤ 腎・泌尿器、生殖機能
第11回目	老化に伴う身体的機能の変化と日常生活への影響⑥ 体温維持機能
第12回目	老化に伴う知的機能の変化と日常生活への影響① 記憶機能
第13回目	老化に伴う知的機能の変化と日常生活への影響② 認知機能
第14回目	老化に伴うこころの変化と日常生活への影響① 老いが及ぼす心理的影響
第15回目	老化に伴うこころの変化と日常生活への影響② 老いの価値観と受容

成績評価の方法と基準

評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度	20%	以下の視点で評価する。教材を準備して授業に臨み、必要なことはノートにとり、わからないことは質問すること。また、高齢者擬似体験や車いす体験の演習の際には、服装を整えて積極的に参加すること。
レポート	20%	「高齢者擬似体験」と「車いす体験」の振り返りレポートを課す。S評価のレポートは、提出期限が守られ、体験からの感想のみでなく学びが具体的であり、高齢者の状態に配慮した支援の留意点が記述されていること。
調査報告書		
小テスト		
試験	60%	第16回目に国家試験形式の問題を中心に、穴埋め、記述等の問題により、知識の確認をする。
発表内容（態度含む）		
その他		

教科書と参考図書

教科書：新・介護福祉士養成講座 第11巻「発達と老化の理解」 中央法規出版

履修上の留意点・ルール

「こころとからだのしくみⅠ～Ⅲ」と特に関連が深い科目である。学習内容を確認し、講義・演習とも積極的に参加すること。演習時は身じたくを整えて臨むこと。机上に携帯電話、飲み物など教材以外のものを置くことは禁止する。やむを得ず欠席する場合は、必ずその部分の学習を補い、届け出は速やかに提出すること。